

議案第85号

令和5年度鯖江市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和5年度鯖江市農業集落排水事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定める収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

	(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支出				
第2款	下水道事業費用	400,600千円	100千円	400,700千円
第1項	営業費用	366,100千円	100千円	366,200千円

第3条 予算第9条を第10条とし、第5条から第8条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間および限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
農業集落排水施設	令和5年度から	467,400千円
維持管理事業	令和10年度まで	

第4条 予算第9条中「8,874千円」を「8,974千円」に改める。

令和5年11月29日提出

鯖江市長 佐々木 勝久

令和5年度鯖江農業集落排水事業会計補正予算（第1号）実施計画

収益的收入および支出

支 出

(単位：千円)

款 項	目	既 決 予定額	補 正 予定額	計	節		説明
					区分	金額	
2	下水道事業費用	400,600	100	400,700			
	1 営業費用	366,100	100	366,200			
	5 汚 水 一 般 管 理 費	20,100	100	20,200	2 給 料	20	
					3 手 当	60	
					4 法定福利費	20	

給 与 費 明 細 書

1 総 括

(単位 千円)

区 分		職員数 (人)	給 与 費			法定福利費	合 計
			給 料	手 当	計		
補 正 後	損益勘定支弁職員	1	4,586	2,838	7,424	1,550	8,974
	資本勘定支弁職員	0	0	0	0	0	0
	合 計	1	4,586	2,838	7,424	1,550	8,974
補 正 前	損益勘定支弁職員	1	4,566	2,778	7,344	1,530	8,874
	資本勘定支弁職員	0	0	0	0	0	0
	合 計	1	4,566	2,778	7,344	1,530	8,874
比 較	損益勘定支弁職員	0	20	60	80	20	100
	資本勘定支弁職員	0	0	0	0	0	0
	合 計	0	20	60	80	20	100

(単位 千円)

職員手当の内訳	区 分	管理職 手 当	扶 養 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	超 過 勤 務 手 当
	補 正 後	540	300	1,098	876	24	
	補 正 前	540	300	1,063	851	24	
	比 較	0	0	35	25	0	
	区 分	宿日直 手 当	特殊勤務 手 当	住 居 手 当	管理職特別 勤務手当		
	補 正 後						
	補 正 前						
	比 較						

2 給料および手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
給 料	20 (千円)	給与改定に伴う 増 減 分	(千円)		給与改定の状況 改定実施時期 令和5年4月
		昇給に伴う 増 加 分			
		その他の増減分	20		職員数の異動状況 現に在職する 職 員 数 その他 計 補正後 1 人 人 1 人 補正前 1 人 人 1 人 増 減 0 人 人 0 人 採用退職者の状況等 令和5年度中採用者数 0 人 令和5年度中退職者数(見込) 0 人
手 当	60	制度改定に伴う 増 減 分			
		その他の増減分	60		

3 給料および手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職	現業職
令和5年1月1日現在	平均給料月額 (円)	379,900	—
	平均給与月額 (円)	451,900	—
	平均年齢 (歳)	51歳2月	—
令和4年1月1日現在	平均給料月額 (円)	372,100	—
	平均給与月額 (円)	465,600	—
	平均年齢 (歳)	51歳6月	—

(2) 初任給

区 分	一般行政職(円)	現業職(円)	一般会計の制度	
			一般行政職(円)	単純労務職(円)
高校卒	166,600	—	166,600	—
大学卒	196,200	—	196,200	—

(3) 級別職員数

区 分	一般行政職			現業職		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
令和5年1月1日 現在	8級					
	7級					
	6級					
	5級	1	100.0	5級		
	4級			4級		
	3級			3級		
	2級			2級		
	1級			1級		
	計	1	100.0	計		
令和4年1月1日 現在	8級					
	7級					
	6級					
	5級	1	100.0	5級		
	4級			4級		
	3級			3級		
	2級			2級		
	1級			1級		
	計	1	100.0	計		

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
役職	主事技師	主事技師	主任主査	課長補佐主任	参事課長補佐	課長	次長	部長

(4) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職 制 上 の 段 階 職 務 の 級 等 に よ る 加 算 措 置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補正後	2.200	2.300	4.50	有	
補正前	2.200	2.200	4.40	有	
一般会計の制度	2.200	2.300	4.50	有	

(6) 定年退職および勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (2%~20%加算)	
一般会計の 制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (2%~20%加算)	

(7) その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同	
住居手当	同	
通勤手当	同	

債務負担行為に関する調書

(単位：千円)

事 項	限度額	前年度末までの 支払義務発生額		当年度以降の 支払義務発生額		左 の 財 源 内 訳			
		見 込		予 定		特 定 財 源			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	国県支出金	地方債	その他	
農業集落排水施設 維持管理事業	467,400	—	—	令和5年度 ～ 令和10年度	467,400	—	—	467,400	—